



## 新型コロナウィルス感染症に関する登校の目安

### I 児童本人が「陽性判明（感染者）」のとき



※7日目に症状が残っている場合は、症状が軽快するまで自宅療養し、軽快後24時間経過したら登校可

### II 児童本人が「濃厚接触者」のとき



※さらに他の同居家族に感染が判明した時は、その感染者の発症日から換算します

### III 児童本人が「かぜ症状」のとき

#### 【出席停止の期間】

- ①医療機関を受診した場合・・・医師の判断する日  
※PCR検査等を受けて陰性の場合も、医師の判断する日

- ②医療機関を受診しない場合・・・快癒した日から2日間経過した日

	0日目	1	2	3日目
かぜ症状	朝から症状なし	平常状態	登校OK	

※症状が回復しても、2日間は自宅療養していただく必要があります

→ 出席停止

### IV 同居家族が「濃厚接触者」のとき

- ①同居家族である「濃厚接触者」がPCR検査等を受けるとき



- ②同居家族である「濃厚接触者」がPCR検査等を受けないとき

→ 登校可（念のため欠席させる場合は出席停止扱い）

### V 同居家族が「かぜ症状」のとき

- ①同居家族の症状が「コロナ疑いで医療機関を受診する目安」に当たる場合

→ 出席停止（同居家族のかぜ症状が回復するまで）

- ②同居家族の症状が「コロナ疑いで医療機関を受診する目安」に当たらない場合

→ 登校可（念のため欠席させる場合は出席停止扱い）

（参考）《新型コロナウィルス感染症を疑い、医療機関に相談する目安》

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳など比較的軽いかぜ症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽いかぜ症状が長引く場合